広島県告示第千五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第五十二条第一項第九号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第一号の別表第三(に)欄の五の項及び同項第二号ニの規定により、次のように数値を定める。

令和八年十一月二日

広島県知事　横　田　美　香

区　域	法第五十二条第一項第九号の数値	法第五十三条第一項第六号の数値	法第五十六条第一項第一号の別表第三(に)欄の五の項の数値	法第五十六条第一項第二号ニの数値
都市計画区域内の用途地域の指定のない区域（広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市、廿日市市を除く。）	一〇分の四〇	一〇分の七	一・五	二・五

附　則

（施行期日）

1　この告示は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

（告示の廃止）

2　平成十六年三月三十一日広島県告示第五百二十三号及び平成十六年五月三十一日広島県告示第七百九十四号は廃止する。